

第10回安全対策連絡協議会（領事情報：安全対策）

○治安関係

・4月24日（金）頃から5月26日（火）頃までは、イスラム教のラマダン月及びラマダン明けの祭り（イード）に当たり、近年、同期間内及びその前後に世界中で多くのテロ事件が発生している。ISILは、機関誌において、新型コロナウイルスの感染拡大の中で欧米諸国が麻痺と恐怖に襲われていることにつけ込み、欧米諸国に対して攻撃を仕掛けるよう呼びかけている。

○詐欺被害

・世界保健機関（WHO）の代表者を装って、医療用品のための仮想通貨の寄付を求めるオンライン詐欺が発生しており、豪州においては、これまで仮想通貨の移転に成功した詐欺事案は発生していないが、注意する必要がある。

・コールズやウールワースといったスーパーマーケットチェーンを装ったホームページにより、品薄の日用品を購入しようとする客をターゲットにして、ユーザーから口座番号等を盗み取るフィッシング詐欺が増加している。

・連邦政府によるコロナ関連の発表が出ると、数時間後にはその発表をまねたテキストメッセージや電子メールが送りつけられ、受信者が信用して文面に埋め込まれているリンクをクリックすると、詐欺犯の用意したサイトに入り、被害者の知らない間にウイルスなどのソフトウェアが被害者のコンピュータに埋め込まれ、被害者のデータが詐欺犯のもとに自動的に送られるといった手口がある。

・連邦警察（AFP）は、今後コロナ関連の補助金等を狙った組織的な詐欺が増加する可能性が高いとして警戒を強めている。

→基本的な詐欺被害については、詐欺集団が送信者となって、ウイルス等のデータを送りつけてくるケースがほとんどであるが、偽のホームページ等も増加しているため、少しでも怪しいと感じた場合は、必ず別の手段（直接電話する等）で確認を行う。

○差別行為や嫌がらせ等

・AFPはコロナ関連の暴行事件や脅迫事件に対して、警戒を強化している。

・4月15日には2人のアジア系女性留学生が、メルボルン市内において、白人女性に人種差別的な言葉を浴びせられた上で髪を引っぱられる事件が報道されている。また、少数ではあるが在留邦人の方々から大使館や総領事館に差別被害や嫌がらせに遭ったとの報告もある。アジア系に対する差別行為は、相手が日本人と認識しているか不明であり、また、日本人のみが対象となっているものではない。

→万が一被害に遭った場合は、自分の身の安全を確保することを最優先し、急いでその場を立ち去ることが重要。

1. 被害に遭った場合の通報先

身に危険が差し迫る場合（暴行を受けたり、脅迫される等）

緊急（警察・救急・火災）：000番（国内共通）

緊急性を要しない場合、或いは身の危険を感じる被害でない場合（差別的言動を受ける

等)

ポリシアシスタントライン：131-444（国内共通）

2. 通報内容

被害状況（怪我の有無も含む）、時間、場所、犯人像（性別、人数、年齢、服装、逃走方向）

3. 英語に不安のある方

TIS（Telephone Interpreter Service：131-450）の日本語通訳者を通じての三者間通話が可能。

（1）緊急の場合は000に電話。オペレーターに「警察・救急・火災」どれが必要か聞かれるので、「Police, and Japanese please.」と伝えると、通訳者を交えての三者間通話が可能になる。

（2）緊急でない場合はTIS 131-450に電話。オペレーターに「Japanese please.」と依頼し、日本語通訳者に繋がったら、連絡したい組織名と電話番号（ポリシアシスタントライン：131-444）を伝える。通訳者がその番号に電話して、三者間通話が可能になる。

<https://www.tisnational.gov.au/Home/Help-using-TIS-National-services/Contact-TIS-National>

○家庭内問題

- ・日本も含め豪州国外において、収入の激減や外出自粛等によるストレスから家庭という最小の社会で弱い立場の人が強い側から暴力を受けているケースが増加している。
- ・豪州における家庭内暴力の報告件数は日増しに増加している。しかしながら、被害申告がなされていない場合や申告方法を知らない場合も多く、実際に家庭内暴力に関連するグーグル検索が75%以上増加しており、これは潜在的にも増加していることを示唆するものである。

→実際に被害に遭っている人は、誰にも相談出来なかったり、相談出来る状況ではない場合が多いので、それぞれのコミュニティーにおいて定期的な声掛け等を行い、早期発見及び早期対処を行うことが重要である。

- ・オンライン等による子供の自宅学習の増加に伴い、インターネットを利用する子供がネット上での犯罪やいじめの被害が増えている。

→子供にインターネットへつながる端末を渡すということは、どこに住んでいようと、いつでも、どこからでもネット犯罪の被害に遭う可能性があるということを認識し、保護者による対策の強化が必要である。